

広報羽島用水

みどり  
水土里ネット  
羽島用水

第34号  
令和5年5月10日発行

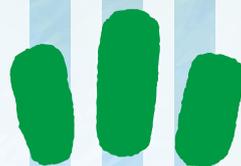


写真/県単事業 西小熊揚水機工事

令和5年4月現在の受益面積及び組合員数

市 町	岐 阜 市	各 務 原 市	羽 島 市	岐 南 町	笠 松 町	合 計
受益面積 (ha)	47.7	255.3	770.1	110.6	141.7	1,325.4
組合員数 (人)	394	1,455	2,509	716	751	5,825

※排水受益を含む



みどり  
水土里ネット

地域に生きる木曾の清流

発行/羽島用水土地改良区  
岐阜県羽島郡笠松町新町42  
TEL (058) 388-2626  
FAX (058) 387-7274  
URL <http://www.hashimayousui.jp>  
E-mail [info@hashimayousui.jp](mailto:info@hashimayousui.jp)

## 理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長 高橋 伸治



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当土地改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、全国的に減少傾向に転じており、岐阜県内においても、同様の状況で、落ち着きつつある状況でございます。新年度がはじまり、人の動きが活発になる時期となりますが、引き続き、基本的な感染防止対策に努めてまいります。

さて、去る3月23日に開催されました第55回通常総代会におきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、規模を縮小して開催させていただき、提出しました全5議案は原案の通り可決成立いたしました。令和5年度一般会計予算については、前年度より55,384千円増の328,996千円でございます。主に逆川排水機場の自家用発電機更新による適正化事業費、揚水機の電気料金、幹線排水路の樹木伐採工事費の増によるものでございますが、引き続き経費節減に努めてまいります。

今年度も犬山頭首工からの取水を4月21日から開始しておりますが、取水量には限りがあります。管内の下流部では揚水機による補給水を多くの地域で行っておりますが、組合員の皆様には、より一層の効率的な水利用や水管理に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

昨年、ロシアのウクライナ侵攻により国際情勢は混迷を深めており、様々な物価が高騰し、当土地改良区では、電気料金の大幅な高騰による影響を受け、補正予算の対応、また、揚水機管理者に節電のご協力をお願いさせていただきました。高騰分については、岐阜県及び岐阜県土地改良事業団体連合会より補助金の交付を受けております。

予算の確保が大変厳しい状況ではございますが、国、県、関係市町のご協力を賜り、組合員皆様の負託に応えてまいりたいと考えております。

私ども土地改良区は、食糧生産の要となる農業用排水施設の維持管理を通じまして、農業のみならず、地域の振興に深くかかわってまいりました。今後とも、その自負と気概をもって取り組むと共に、公共的性格の極めて強い団体であることを再認識し、役員並びに職員一同一丸となって職務にあたってまいりますので、何卒皆様のご協力、ご支援の程お願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍、そして豊穰の秋を迎えられますようご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

## 第55回 通常総代会開催される

第55回通常総代会は去る3月23日（木）午前10時00分より、新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則書面による議決を採用し、本土地改良区会議室において総代67名中8名出席、書面での出席57名、欠席2名により開催され、臨時に味岡巖総代（第12区）を議長に選出して議事に入り、提出議案5案件について審議がなされ、いずれも原案の通り可決されました。

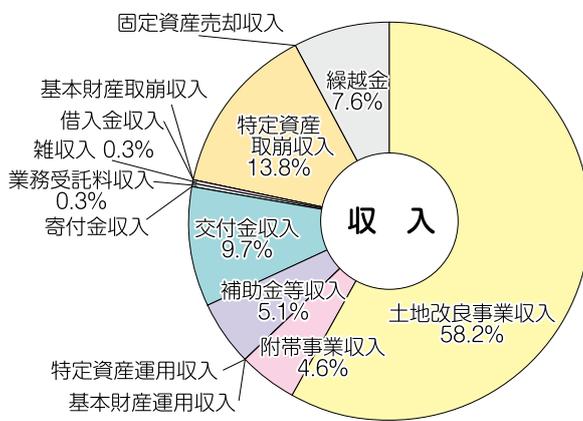


### 議 案

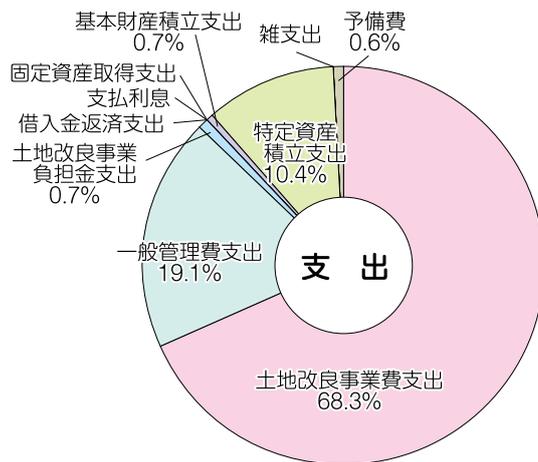
- 第1号議案 羽島用水土地改良区定款の一部改正について
- 第2号議案 令和5年度事業計画並びに一般会計収支予算について
- 第3号議案 令和5年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準・賦課徴収時期・徴収方法について
- 第4号議案 一時借入金について
- 第5号議案 預入金融機関について

### 令和5年度 一般会計予算

収 入	
款	予算額(千円)
土地改良事業収入	191,701
附 帯 事 業 収 入	15,283
基本財産運用収入	224
特定資産運用収入	18
補 助 金 等 収 入	17,070
交 付 金 収 入	32,001
寄 付 金 収 入	1
業 務 受 託 料 収 入	1,150
雑 収 入	1,131
借 入 金 収 入	2
基本財産取崩収入	1
特定資産取崩収入	45,412
固定資産売却収入	2
繰 越 金	25,000
合 計	328,996



支 出	
款	予算額(千円)
土地改良事業費支出	224,942
一般管理費支出	62,871
土地改良事業負担金支出	2,402
借入金返済支出	2
支払利息	2
固定資産取得支出	2
基本財産積立支出	2,207
特定資産積立支出	34,368
雑 支 出	200
予 備 費	2,000
合 計	328,996



## 令和5年度 賦課金・地区除外決済金について

令和5年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記の通り決定しました。

### 経常賦課金

地域	種目	1,000m当たり
全地区	田	6,300 円
	畑	3,150

### 特別賦課金(新濃尾用水事業基金)

地域	種目	1,000m当たり
全地区	田	200 円
	畑	100

### 地区除外決済金

地域	種目	1,000m当たり
全地区	田	295,100 円
	畑	147,550

※1筆につき手数料1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。  
詳しくは、税務署の資産課税(担当)部門におたずねください。

## 令和3年度 決算(令和4年10月6日 臨時総代会で承認)

### 一般会計

#### 収入

款	決算額(円)
組合費	49,272,560
財産収入	322,001
使用料	14,838,829
補助金	35,304,370
交付金	0
寄付金	0
雑収入	8,381,218
借入金	0
繰越金	19,878,330
繰入金	28,312,000
負担金	84,841,883
合計	241,151,191

#### 支出

款	決算額(円)
事務費	66,505,396
事務所費	3,133,133
選挙費	0
維持管理費	106,490,474
適正化事業費	765,000
土地改良管理事業費	632,500
土地改良事業費	26,415,400
委託費	0
借入償還金	0
負担金	5,867,592
諸費	3,386,276
建設費	0
繰出金	6,257,541
予備費	0
合計	219,453,312

差引差額(翌年度繰越金) 21,697,879円

### 特別会計(地区除外決済金)

#### 収入

款	決算額(円)
決済金収入	41,539,065
繰越金	236,421,082
雑収入	521,600
合計	278,481,747

#### 支出

款	決算額(円)
繰出金	28,312,000
過年度支出	0
予備費	0
合計	28,312,000

差引差額(翌年度繰越金) 250,169,747円

## ストップ!不法投棄 ～不法投棄を撲滅させましょう～

水路にゴミや刈り取った草等を捨てられますと、水路が詰まって水が溢れることがあり大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くずのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用(賦課金)が必要となります。当土地改良区では、悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。



## 功労者表彰の決定

岐阜県土地改良事業団体連合会長表彰受賞者として、次の方々が決定いたしました。（※敬称略）

羽島用水土地改良区 副理事長 岩田 悟  
 理 事 花村 直良  
 総 代 足立 和俊

受賞されました方々のご功績を心から感謝申し上げ、今後益々のご健勝をお祈りいたします。

## 総代選挙について

現総代の任期が令和6年3月31日、現理事、監事の任期が令和6年4月27日までとなっており、総代、理事、監事の改選の年にあたります。

総代選挙規程により、土地改良区の管理のもと令和6年3月に総代選挙を実施予定です。

## 地域活動への取り組み

### あじさい祭り&ウォーク

令和4年6月4日(土)、正木コミュニティセンター(羽島市正木町)において、「第24回正木町健幸(けんこう)あじさい祭り&ウォーク」が開催されました。

地域の皆さんが参加され、羽島用水のパイプライン化によって整備された遊歩道に植えられたあじさいを鑑賞しながら、ウォーキングや写生を楽しみました。



## 令和5年度 羽島用水取水計画

期 間	取水計画量(m <sup>3</sup> /S)	備 考
4月 1日～ 4月20日	0.00	
4月21日～ 5月21日	3.50	苗代
5月22日～ 6月20日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月21日～ 7月19日	6.50	〃
7月20日～ 7月26日	3.50	中部地区 断水(中干し)
7月27日～ 9月24日	6.50	出穂期・普通期
9月25日～10月 5日	3.50	
10月 6日～翌年3月31日	0.06	

※許可水利権により取水しております。早期栽培には十分な水量確保ができませんのでご了承下さい。

※気象条件等により変更する場合があります。また、下記の場合は犬山頭首工において取水水門が全閉となりますので、通水不可となります。

- ①地震発生の場合 1) 震度5以上の場合  
2) NTT回線が寸断された場合
- ②木曾川洪水量3千m<sup>3</sup>/sを超えた場合

### お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。

また、田の取水栓(横断管含む)、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。

# 羽島用水土地改良区施行事業

令和4年度は県単事業3地区、市町協同事業33地区、改良区単独事業86地区の工事を施行いたしました。

## 県単事業 足近排水路中流護岸改良工事

施工前



完成



## 市町協同事業 新井巻上機設置工事

施工前



完成



## 野中用水路改良工事

施工前



完成



## ◆組合賦課金の納入について◆

**【賦課金の納期内完納にご協力ください。】**

賦課金の納期限及び口座振替日は **令和5年5月29日(月)**です。 ※月末ではありません

**羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。**

### 口座振替のご案内

○次の金融機関の本支店を口座振替にご利用いただけます。

銀 行	岐 阜	・十六	・大垣共立				
	愛 知	・名古屋	・愛知	・中京			
	三 重	・百五	・三十三				
	そ の 他	・静岡	・清水	・滋賀	・福井	・北國	・北陸
		・富山第一	・中国	・トマト	・八十二	・関西みらい	
		・北海道	・山口	・富山	・北九州	・楽天	・auじぶん
都 銀	・三菱UFJ	・みずほ	・りそな	・埼玉りそな	・三井住友		
信 託	・三井住友信託						
信 用 金 庫	岐 阜	・岐阜	・大垣西濃	・関	・東濃	・八幡	・高山
	愛 知	・愛知	・いちい	・岡崎	・蒲郡	・瀬戸	・瀨戸
		・知多	・中日	・東春	・豊川	・豊田	・豊田
		・豊橋	・西尾	・半田	・尾西	・碧海	・碧海
三 重	・北伊勢上野	・桑名三重	・津				
そ の 他	・遠州	・島田掛川	・浜松磐田	・湖東	・長浜	・長浜	
	・滋賀中央	・京都	・京都中央	・金沢	・興能	・興能	
	・のと共栄	・はくさん	・高岡				
信 用 組 合	岐 阜	・岐阜商工	・飛騨	・益田	・岐阜県医師	・イオ	
	愛 知	・愛知県中央					
農 業 協 同 組 合 (JA)	岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・静岡県・長野県のすべての農業協同組合						
労 働 金 庫	東海労働金庫						
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行						

### ◎ご注意ください!

賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。

賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることとなりますので、期限内納入にご協力下さい。

## 口座振替等に関するQ&A

- Q1 賦課金の納付を口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きはどこですか。**  
**A** 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。
- Q2 口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。**  
**A** 申込みに必要なものは、下記のものです。  
 ● 賦課金口座振替依頼書(羽島用水土地改良区に備え付けてあります)  
 ● 預貯金通帳(金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの)  
 ● 通帳使用印鑑
- Q3 口座振替の領収書が欲しいのですが。**  
**A** 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。
- Q4 1期(5月)までは納付書により、現金で納めていましたが、2期(10月)の賦課金から口座振替(自動払込み)を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。**  
**A** 年度の途中からでも口座振替(自動払込み)を申し込むことができます。8月末までにお申し込みください。
- Q5 郵便局で現金納付したいのですが。**  
**A** 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

## ごぞんじですか？自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

### ◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第43条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



## 組合員のみなさんの質問にお答えします。

### Q1 賦課金額はいつ決まるのですか？

- A** 賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。

### Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか？

- A** 当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定していますので、**転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

### Q3 農地転用決済金とは？

- A** 決済金は「土地改良法第42条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。
- 農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。
- 田を畑とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。
- 未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

### Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は？

- A** 道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

### Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか？

- A** 家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものでありますが、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。
- 当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することにしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。